

《なぜ、こんなにも制限規定をつくるの!》

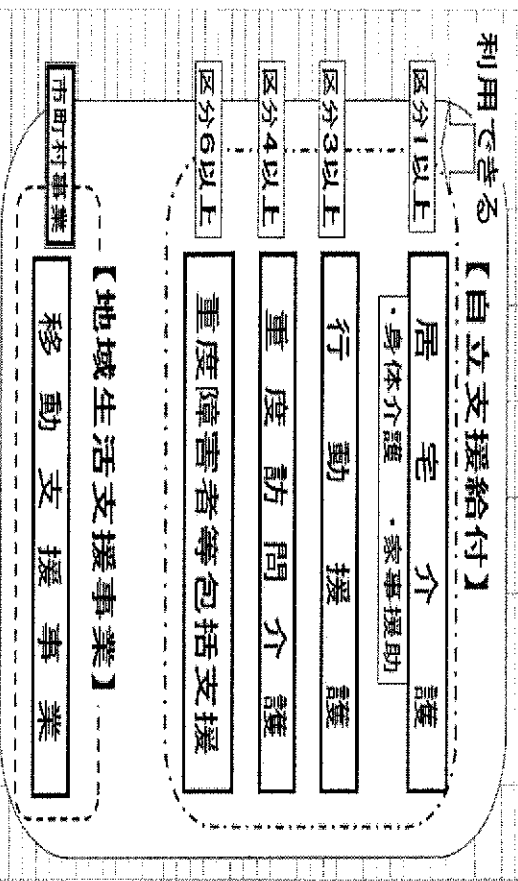
障害者自立支援法の狙いが国の財政対策であるため、できるだけ利用対象者を少なくするためです。

・例えば、作業所に通所している人の生活苦を見かねて、法人が定率分(10%)を免除した場合、作業所に残り90%の収入が給付されるのではなく「90%の費用で事業ができるもの」と考え、改めて、90%の1割(実質9%)を利用料とし、残り90%(実質80%)が事業所の収入となる仕組みです。あくまでも利用料を取ることに目的がある制度だといえます。

社会福祉の基礎構造改革



資料 3 障害事業の新体系と利用できる障害区分



資料 4 施設の新体系と利用できる障害区分

